

財務省告示第四百八十六号

塩事業法（平成八年法律第三十九号）第二十一条第三項の規定に基づき、財団法人塩事業センターから住所及び事務所の所在地についての変更の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 住所

変更前 東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

変更後 東京都品川区大井二丁目四十七番一号

二 事務所の所在地

変更前 東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

変更後 東京都品川区大井二丁目四十七番一号